

青梅市規則第 36 号

青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青梅市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和２年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３号中「法第２８条第２項第１号」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項第１号」に改める。

第１４条第１項第２号中「者」の次に「または第１１条第１項第４号に掲げる者」を加え、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号に改める。

第２２条第２項第１号中「から第３号まで」を「および第２号」に改め、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2) 育児休業法第２条第１項の規定による育児休業（次のアおよびイに掲げるものを除く。）の承認を受けていた期間

ア 育児休業の承認にかかる期間の全部が子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業で、当該期間（２以上あるときは合算した期間）が１月以下である育児休業

イ 育児休業の承認にかかる期間の全部が子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までの期間内にある育児休業以外の育児休業で、当該期間（２以上あるときは合算した期間）が１月以下である育児休業

第２２条第３項第１号中「、第２号または第４号」を「から第３号までまたは第５号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年６月１日から適用する。